参考様式第１- 42号 　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書

　下記の事項を申告します。

記

１　私は、現在、

□　妊娠

□　子を出産

しています。

２　私は、監理団体・実習実施者の役職員である（※）（氏名：　　　　　　　　　　）から、

□　日本では、妊娠等を理由に解雇や不利益取扱いをすることが禁止されていること

□　妊娠中の女性労働者は以下のことが請求できること

①　他の軽易な業務に転換すること（妊娠中のみ）

②　１週間又は１日の労働時間が法定時間を超えないこと（妊産婦）

③　時間外労働、休日労働又は深夜業をしないこと（妊産婦）

□　妊娠中の女性労働者は以下の期間、休業ができ、休業期間中は加入している健康保険から出産手当金（休業開始前の賃金の６７％相当額）が支給される可能性があること

　①　本人の請求により、出産予定日前の６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）

　②　就業させてはならない期間として出産後の８週間（ただし、産後６週間経過後に、本人が請求し、医師が支障のないと認めた業務に就くことは可能）

□　子供が１歳（一定の場合は最長２歳）になるまでの期間、男女労働者が育児休業を取得することができ、休業期間中が加入している雇用保険から育児休業給付金（はじめの６か月は休業開始前の賃金の６７％相当額、その後は５０％相当額）が支給される可能性があること

□　技能実習を中断し、帰国した場合でも、監理団体や送出機関の支援を受けながら、再度入国して技能実習を再開することができること

□　技能実習の再開は、外国人技能実習機構などで手続が必要であること

について、十分説明を受けました。

３　私は、上記２の説明を受け、以下の理由から、　　　　年　　月　　日までの技能実習期間満了前の　　　　年　　月　　日に帰国することを決めました。

４　現時点で、帰国して出産などをした後の予定は

□　日本に戻って技能実習を再開したい（再開予定時期：　　　年　　月頃）

□　日本で技能実習を再開する意思はない

□　分からない

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技能実習生の署名

※　意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をすること。また、説明者の氏名を記載すること。

（監理団体代表者名、企業単独型実習実施者の場合にあっては実習実施者代表者名）　殿

提出者

（注意）技能実習生が自筆で母国語により記載することが必要です。

　　　　理由部分には日本語訳を添付すること。